

平成23年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	地域公共交通活性化・再生総合事業		担当部局	総合政策局			作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成20年度/平成22年度		担当課室	交通計画課			課長 山口 勝弘
会計区分	一般会計		施策名	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第37条		関係する計画、通知等	地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針(平成19年総務省・国土交通省告示第1号)(抄) 国は、地域の関係者が一体となって行う地域公共交通の活性化及び再生のための取組について必要な財政的支援を講ずることとする。			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	交通事業者任せでは地域公共交通が維持困難となっている現状を踏まえ、地域が主体的に地域公共交通を維持・活性化するための取組に対して、期間を限定して立ち上げのための支援を行うことにより、交通空白地帯の解消等のモビリティの確保、高齢者をはじめとする交通弱者の外出機会の増大・生活の質の向上、生活拠点(病院等)と住民とを効率的に結びつけることによる持続可能なコミュニティの形成・既存施設の有効利用等を目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	平成19年10月より施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下「活性化・再生法」という。)に基づき、地域公共交通の活性化・再生に主体的に取り組む地域の法定協議会に対し、計画策定に要する費用や計画に基づいて行われる、公共交通サービスについて、3力年を限度とする補助で事業の立ち上げを支援。市町村、交通事業者、住民等地域公共交通に関する地域の多様な関係者が参画する法定協議会に対してパッケージで一括支援することにより地域の実情に応じた事業を実現。 <補助率> 地域公共交通総合連携計画(法定計画)策定経費定額 総合事業計画に定める事業に要する経費 ・実証運行(運航)2分の1 ・実証運行(運航)以外の事業2分の1() ()政令市が設置する協議会の取り組む事業3分の1						
実施方法	直接実施	業務委託等	補助	貸付	その他		
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	3,000	4,400	4,020	-	-
		補正予算	0	2,193	0	-	-
		繰越し等	0	0	73	73	-
		計	3,000	6,593	3,947	73	-
	執行額	2,792	5,433	3,541	-	-	
	執行率(%)	93.1%	82.4%	89.7%	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (24年度)
	地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数		成果実績 件	263	399	457	800
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	地域公共交通活性化・再生総合事業認定件数		活動実績 (当初見込み) 件	249	373	436	() ()
単位当たりコスト	8,121,914(円/件数)		算出根拠	3,541,154,436円(平成22年度予算執行額)÷436件(平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業認定件数)			
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	-	-	-				
	計						

計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算		広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	平成21年11月の第一弾事業仕分けで、「国として行っていく必要性が乏しいことから、長期的には財源を移して各自治体の判断に任せるべき」という判断が下されたところ。
		国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
		不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	財務省による平成22年度予算執行調査で「費目・使途が必ずしも事業目的に即した真に必要なものに限定されていない」という指摘を受けたところであり、補助金が適切に使用されたか点検したところ。
		単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
		受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績		他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
		適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
結果点検	地域公共交通活性化・再生総合事業は平成22年6月の行政事業レビューでは事業廃止(チーム所見も踏まえ、より効果的な支援策に抜本的に見直し)という判断が下されたことから、平成22年度限りで廃止された。		
予算監視・効率化チームの所見			
廃止	平成22年度行政事業レビュー結果を踏まえ、事業廃止とする。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
-			
補記(過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>事業仕分け第1段 事業番号/事業名 19 地域公共交通活性化・再生総合事業(公共交通活性化総合プログラムを含む)</p> <p>結果 各自治体の判断に任せる。(公共交通活性化総合プログラムは、廃止) (廃止2名 自治体/民間 4名 見直しを行わない) 0名、見直しを行う:ア 5名、イ 4名)</p> <p>とりまとめコメント 総合的な観点から見て、こうした事業が現段階において国として行っていく必要性が乏しいことから、長期的には財源を移して各自治体の判断に任せるべき。その前段階において見直すべきこととしては、「公共交通活性化総合プログラム」については、廃止すべき、との意見が多く見られたことから、本プログラム事業については、直ちに廃止すべきである。よって、当ワーキングとして、本事業については、各自治体の判断に任せるを結論とするとともに、「公共交通活性化総合プログラム」については直ちに廃止することを結論とする。</p> <p>公開プロセス 事業廃止(チーム所見も踏まえ、より効果的な支援策に抜本的に見直し)</p> <p>1. 本年6月に開催された国土交通行政事業レビュー公開プロセスにおいて、本事業は一旦廃止し、「政策目的を達成するため、交通基本法の検討の中でより効果的な支援策に見直し、すこととされたところ。国土交通省においては、昨年11月以降、公共交通を維持・再生し、人々の移動を確保する等の観点から、交通基本法の制定と関連施策の充実のための検討を重ねてきたところ。また、民主党マニフェスト2010にも、新たに「10交通政策・公共事業」に「人々の社会参加の機会確保、環境にやさしい交通体系の実現をめざして、「交通基本法」(仮称)を制定し、公共交通を含む総合的な交通体系を構築します。」と盛り込まれたところでもある。このため、これらも踏まえ、平成23年度要求においては、「地域公共交通活性化・再生総合事業」を廃止することし、本事業を含め、既存の地域公共交通に係る支援制度を抜本的に見直し統合した上で、新たな制度創設の要求を行うこととしている。</p> <p>2. 急速な高齢化の進展、自家用車の普及に伴う利用者ニーズの多様化等により、地方部における公共交通の撤退等が進む中、自家用車を利用できる人と、高齢者を初めとする自家用車を利用できない人との間における外出機会の格差が生じ、公共交通のサービスが十分でない地方部においては、その格差は一層大きくなるものとして、特に高齢者の買い物難民も増大していると言われる状況も発生しているところである。社会経済の活力を維持し続けるためには、全ての人々の社会参加の機会が確保される環境を整えることが不可欠であり、生活交通の生き残りは持たない課題となっている。これは、全国的な課題であり、国全体の課題として取り組む必要がある。</p> <p>3. このような趣旨から、別紙の「地域公共交通確保維持改善事業」を新たに要求をした。本事業については、地域の主体的な取り組みを基本としつつ、モラルハザードを抑制し効率的で必要最低限な支援を行うこととするものであり、平成23年度において廃止することとしている「地域公共交通活性化総合事業」に対する公開プロセスにおける指摘事項も踏まえ、同事業の地域公共交通の活性化等の考えとは異なる。以下のような考えに基づき、要求することとしており、指摘事項については、平成23年度概算要求に反映できたものと認識している。</p> <p>地域の協議会が地域の実情に基づき高齢者や通学通勤者などの生活交通のために必要不可欠なものとして判断したバス交通、デマンド交通、地域鉄道や、離島航路・航空路の確保維持に必要な費用について、効率化された標準的な事業費等前提として、継続的な支援を行い、交通空白地帯の解消などをめざすものであること。</p> <p>生活交通が確保・維持されるに当たっては、当該生活交通を必要とする人々にとって真に使い勝手の良いものとすることが不可欠であり、移動に制約のある高齢者、障害者を含め、全ての人の移動に当たっての様々なバリアの解消をめざすものであること。</p> <p>本件の施策については、地域の多様な関係者による協議会がその必要性について主体的に判断した計画を大前提とし、効率化された標準的な事業費等から算出される金額を、事前に一括して支援すること等としており、地域が主体的に、使い勝手よく、かつ、効率的・効果的に事業を実施することができるものとなること。</p> <p>平成22年度予算執行調査</p> <p>(調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性) 1.実施された個々の事業が本事業の趣旨・目的に合致したものとなっているか 本補助事業の本来の趣旨・目的に合致していないと考えられる事業を排除するため、補助事業の採択基準に具体的な例示を挙げるなど対象事業を明確化する必要がある。 需要予測の適否や利用者ニーズが的確に反映されているかどうかについては、地域の主体性に留意しつつ適切な指導を行うとともに、事業採択に当たっては、これらの内容についても十分に審査・検討したうえで、是非を判断する必要がある。</p> <p>2.地方公共団体は自立した継続的な事業の運営を目指しているか 事業採択に当たっては、定量的な目標値が設定されているかを厳密に審査することにより、地方公共団体の継続的な事業の運営を促す必要がある。 事業開始前の目標値の設定、事後評価、改善策の策定が行われていないか、行われていても不適切・不十分であるために、十分な事業効果が得られていないことを踏まえ、評価を厳密に行う必要がある。 補助金に係る収支差補填については、採択性の向上策が不十分である場合は、補助対象から排除するなど真に必要な場合に限り必要がある。また、補助金による収支差補填については、モラルハザードを抑制する仕組みを作る必要がある。</p> <p>(反映の内容等) 本事業については平成22年度で廃止しており、平成23年度より地域公共交通確保維持改善事業において、存続が危懼に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組みを、一体的かつ継続的に支援することとしている。</p>			

国土交通省
3,541百万円

鉄道、バス・タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む法定協議会が行う地域の実情に応じた自主的・積極的な取組をパッケージで一括支援することにより、地域公共交通の活性化・再生を図る。

【公募・補助】

A. 法定協議会
(436協議会)
3,541百万円

活性化・再生法に基づく連携計画策定に必要な調査等の事業や、連携計画において協議会が合意した取組のうち、協議会が実施することが適当な事業について、「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」をとりまとめ、これに基づき、地域の多様なニーズ・課題に応じた多様な事業に取り組む。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につい
 て記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

A.豊橋市地域公共交通活性化・再生協議会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金の類	ICカード導入費 他	137			
計		137	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	豊橋市地域公共交通活性化・再生協議会	地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	137	-	-
2	岐阜市総合交通協議会	地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	104	-	-
3	佐渡航路活性化協議会	地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	92	-	-
4	岡崎市交通政策会議	地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	63	-	-
5	千葉市幕張新都心公共交通活性化協議会	地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	57	-	-
6	分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議	地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	55	-	-
7	関市公共交通活性化協議会	地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	53	-	-
8	高知西南地域公共交通協議会	地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	47	-	-
9	箕面市地域公共交通活性化協議会	地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	43	-	-
10	青森市総合都市交通対策協議会	地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	42	-	-